

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

(一社) しんきん保証基金保証付 マイカーローン

令和 5 年 12 月 1 日現在

商品名	● マイカーローン「カーライフプラン」 ● マイカーローン「カーライフプランプライム」										
ご利用 いただける方	当金庫の会員または会員資格を有する以下の全てを満たす方。 ● 当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方。 ● 満 18 歳以上で安定継続した収入がある方。 ● (一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方。										
プライム対象 者	● 本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム（ネットシステム）で行った方。 ● 本件ローンにより次の電気自動車等（新車・中古車）を購入する者。 【対象となる自動車】 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 ● 申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかの条件を満たす方。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対象ローン</th><th>条 件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td><td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td><td>利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から 6 ヶ月以上経過 ・完済して 3 年以内</td></tr> <tr> <td>b</td><td>すべての基金保証付カードローン ※教育カード（春いちばん）は含まない。</td><td>次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(カーライフプランプライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td></tr> </tbody> </table>			対象ローン	条 件	a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から 6 ヶ月以上経過 ・完済して 3 年以内	b	すべての基金保証付カードローン ※教育カード（春いちばん）は含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(カーライフプランプライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)
	対象ローン	条 件									
a	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当する ・貸付実行日から 6 ヶ月以上経過 ・完済して 3 年以内									
b	すべての基金保証付カードローン ※教育カード（春いちばん）は含まない。	次のいずれかに該当する ・契約中 ・新規契約する(カーライフプランプライム)の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)									
お使いみち	【カーライフプラン】 ● 申込者または申込者の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車(電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等)にかかる次の資金 ① 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可) ② 車検・修理費用 ③ パーツ・オプションの購入・取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ 申込者が①から⑦を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）										
ご融資金額	● 1 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）										

ご利用期間	● 3ヶ月以上15年以内
ご融資利率	● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ● 変動金利でのお取扱いとなります。 ● お借入後の利率の見直しは3月1日と9月1日の年2回とし、基準金利（当金庫短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じ幅で引き下げまたは引き上げられます。 ● 変更後の融資利率の適用開始日 ①元利均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以後の最初の約定返済日または増額返済日から新利率による返済が始まります。 ②元金均等返済の場合：毎年3月と9月の翌月（4月と10月）の約定返済日の翌日を適用開始日とし、翌月（4月と10月）の約定返済日から新利率による返済が始まります。
ご返済方法	● 毎月元金均等返済または元利均等返済となります。 ● お借入金額の50%以内の元金については、ボーナス返済併用も可能です。 ● 元金据え置き期間は6ヶ月以内です。
保証人・担保	● （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証料	● ご融資利率に含まれておりますので、別途保証料をご用意いただく必要はありません。
手数料 （融資実行後）	● ご融資条件を変更される場合、条件変更手数料5,500円（消費税込）がかかります。 ● 期限前に全額返済および一部返済を行う場合、該当返済元金に対し0.55%の割合で手数料がかかります。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0154-23-9020）にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～16：00 電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（9：30～12：00、13：00～17：00 電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（10：00～12：00、13：00～16：00 電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（9：00～17：00、電話 011-221-3273）までお申し出ください。 また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会（東京三弁護士会）は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率・保証料率・ご返済額の試算については当金庫の本支店までお問い合わせください。